

## SGEC 規準文書 5-3

理事会 2021

2021. 3. 30

### SGEC/PEFC 認証・認定の手順

#### 序文

SGEC森林管理認証及びCOC認証は国際標準化機構(ISO)及び国際認定機関フォーラム(IAF)によって定められた国際的な認証、認定の手順に依拠する。

この文書は、森林管理及びCOC認証についてSGEC/PEFCジャパンが採択した認証と認定の手順を定める。

なお、PEFCの認証と認定の手順は、Annex6「認証認定・手順」によらなければならない。

#### 関連文書

- ・SGEC 規準文書 1:2021「SGEC 認証制度の管理運営規則」
- ・SGEC 規準文書 5-1:2021「SGEC 森林管理認証規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項」
- ・SGEC 規準文書 5-2:2021「SGEC -COC 規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項」

#### 1. 適用範囲

この文書は、森林認証とCOC認証に関する認証機関の能力に関する要求事項及びその任務を定める。

#### 2. SGEC 認証機関

##### 2.1 SGEC 認証機関の能力

ア 認証機関は、認証規格の策定過程において統括または決裁機関としてこれに関与せず、森林の経営管理に関わることのない公平で独立した第三者であり、さらに、認証を受ける主体からも独立した第三者としての立場を保持しなければならない。

イ SGEC 認証機関は、以下の要件をみたさなければならない。

(ア) SGEC が認めた認定範囲で製品認証機関に関する国際規格(ISO/IEC17065)の要求事項を満たしている機関でなければならない。

(イ) SGEC 規準文 1「SGEC 認証制度の管理運営規則」(以下「SGEC 規準文書 1 管理運営規則」という。)  
「5」に規定する要求事項並びに SGEC 規準文書 5-1: 2021「SGEC 森林管理認証規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項」、SGEC 規準文書 5-2: 2021

「SGEC -COC 規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項」及び関連する文書(以下「SGEC 認証機関に対する要求事項」という。)の要件をそれぞれ満たす機関でなければならない。

(ウ) 森林管理認証又は COC 認証を実施する際に照合すべき SGEC 認証システムを十分に理解している機関でなければならない。

(エ) SGEC 認証制度が PEFC との相互承認の制度の下で認証業務を実施するために必要な PEFC の認証規格等 PEFC 認証システムに関する知識・理解を有している機関でなければならない。

(オ) 森林管理を巡る経済的・社会的・自然環境及び森林生産物の生産・加工・流通、木材を利用した建築等並びに関連法令・制度に関する知識(北海道におけるアイヌ関連を含む。)を有していなければならない。

## 2.2 審査員

2.2.1 認証機関は、「SGEC 認証機関に対する要求事項」の要件を満たし、SGEC 森林管理認証規格及び同 COC 認証規格に精通し、審査技術的ノウハウを有している者が配置されていなければならない。

2.2.2 審査員は、ISO19011 に定められる品質審査員のための一般基準及び「SGEC 認証機関に対する要求事項」に規定する基準のほか、次の要件を満たさなければならない。

(ア) 認証規格にかかる教育プログラムへの参加

認証機関は、過去2年間に、森林管理認証にかかる審査員はSGECが認める森林管理認証に関する教育プログラムに、またCOC認証にかかる審査員は同COCに係る教育プログラムに、それぞれ参加したことを確実にしなければならない。

(イ) 審査訓練若しくは経験

認証機関は、森林管理認証にかかる審査員はSGECの認める森林管理認証にかかる審査訓練若しくは経験を、また、COC認証にかかる審査員は同COCにかかる審査訓練若しくは経験を、それぞれ受けているか、若しくは有していることを確実にしなければならない。

## 3. 認証手順

### 3.1 認証手順

「SGEC 規準文書1 管理運営規則」[5]の公示を受けた認証機関によって、森林管理認証については森林認証規格、同文書「3」及び「SGEC 認証機関に対する要求事項」に基づきその該当する要求事項を満たし、適切に認証業務の実施のための内部手順を構築していなければならない。

### 3.2 認証状況の通知

認証機関は、すべての発行済み森林管理認証書及び COC 認証書、並びにそれぞれの認証書の有効期限及びその適用範囲に関する変更について、SGEC/PEFC ジャパンに通知しな

ればならない。

### 3.3 認証審査

森林管理規格及びCOC規格との適合を決定する審査は、適切である限り外部(政府機関、公共団体、保護団体、など)からの関連情報を含まなければならない。

### 3.4 認証報告要約の公表

認証機関が書面にて作成する認証報告書(「SGEC 規準文書 1 管理運営規則」 付属書1 SGEC/PEFC FM、COC またはプロジェクト認証 報告書様式)の要約は、一般に公開可能でなければならない。

但し、この場合、個人情報等に該当する情報に該当するものは公開を除外する。

## 4. 認定

### 4.1 認証機関の認定

森林管理認証又は COC 認証を実施する認証機関は、「SGEC 規準文書 1 管理運営規則の 5」及び関連する書の規定する要件を満たす認定を受け、その認証業務の信頼性を確保しなければならない。また、認定を受けた認証機関はその発行する認証書に当該認定機関の認定シンボルを記載しなければならない。

### 4.2 認定規格

森林管理認証、及び COC 認証を実行する認証機関の認定規格は、「SGEC 規準文書 1 管理運営規則の 5.1」の規定により、製品認証機関に関する国際規格(ISO/IEC17065)とする。また、その認定は SGEC 認証規格が認めた認定の適用範囲に含まれていなければならない。

### 4.3 認定

認証機関は、前項の規定により、SGEC規準文書3若しくは同4に照らして森林管理認証若しくはCOC認証を行なう場合は、製品認証機関に関する国際規格(ISO/IEC17065)に基づいた認定を受けなければならない。

## 5. 認証機関の公示

### 5.1 認証機関の公示

前項「4」で規定する認証を業務を行う認証機関は、「SGEC規準文書1管理運営規則の5.2」の規定に基づきSGEC/PEFCジャパンに公示の申請を行い、公示を受けなければならない。

### 5.2 認証機関の独立性の確保

認証機関の要件は、「SGEC規準文書1管理運営規則の5.」に定めるほかは、認証機関の独立性を確実にするため、SGEC公示に含まれる要件は下記のみでなければならない。公示の条件は認証機関への差別や取引の障害の要因となってはならない。

- (1) 管理・事務上の条件
- (2) 金銭的条件(認証企業・団体に課する料金)
- (3) 4項に規定される認定によって検証される認証機関に対する要求事項の遵守

#### 附則

この文書は、2015年4月1日から施行する。

但し、SGEC 認証制度が PEFC 認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間とすることができるものとする。

#### 附則2

2015.12.10 一部改正

この改正文書(2015.12.10 改正)は、2016年1月1日から施行する。

但し、SGEC 認証制度が PEFC 認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間とすることができるものとする。

#### 附則3

この改正文書(2016.2.10 日改正)は、2016年4月1日から施行する。

但し、SGEC 認証制度が PEFC 認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間とすることができるものとする。

#### 附則4

この改正文書(2021.3.30 日改正)は、2021年6月1日から施行する。移行期限は、2022年8月14日とする。

## SGEC 規準文書 5-3

### 付属書

#### SGEC/PEFC 審査員の教育プログラム及び審査訓練若しくは経験について

規準文書 5-3 2.2.2 で規定する審査員の教育プログラム及び審査訓練若しくは経験について次の通り定める。

#### 1. 教育プログラムについて

##### 1.1 教育プログラムの参加者(以下「受講者」という。)の資格

受講者は、SGEC 規準文書 5-1 の「II.2.1.1」又は規準文書 5-2 の「6.1.1.2.1.1」で規定する資格を有している者でなければならない。

##### 1.2 教育プログラム

教育プログラムは次のとおりとする。

- a) 製品の適合性評価を行う認証機関に対する国際規格 (ISO/IEC17065) 及び同審査員に対する国際規格 (ISO19011) の要求事項
- b) SGEC 認証制度の管理運営に係る要求事項
- c) SGEC 森林認証規格に係る要求事項
- d) SGEC/PEFC-COC 認証規格に係る要求事項

##### 1.3 受講修了者への修了書の授与

前記研修の受講修了者には、修了書を授与される。

##### 1.4 組織内伝達「教育プログラム」(以下「伝達講習」という。)の実施資格

「1.3」の受講修了者で「2 審査訓練若しくは同経験」の要件を満たす者は、「1.2」の内容について組織内の伝達講習を行う資格を有する。

#### 2. 審査訓練若しくは同経験

##### 2.1 審査訓練

森林管理及び COC 認証審査訓練は、SGEC 定款第 52 上で規定する評議委員、同第 52-1 条で規定する規格管理委員会若しくは学識経験者の中から会長が指名する者によって構成し、認証事例を訓練教材として前[1.2]に規定する教育プログラムに準じた訓練プログラムに基づき実施する。

##### 2.2 審査経験

### 2.2.1 審査員資格を得るための審査経験

森林管理若しくは COC 審査員資格を得ようとする者は、次に示す審査経験対象認証規格に基づき、原則として過去 3 年間に本文書の要件を満たす適格な審査員の監督のもとで 4 件の審査経験を有しなければならない。なお、森林管理分野での ISO9001 又は ISO14001 の審査員資格を有する者は、過去 3 年間に本文書の要件を満たす適格な審査員の監督のもとで 2 件の審査経験とすることができる。

注意書 1 森林管理審査員資格を得るための審査経験対象認証規格は SGEC 規準文書 3 及び同 3-1 とする。

注意書 2 COC 審査員資格を得るための審査経験対象認証規格は、SGEC 規準文書 4 とする。

### 2.2.2 審査員資格を維持するための審査経験

森林管理若しくは COC 審査員資格を維持するためには、前項で規定する審査経験対象認証規格に基づき、原則として毎年最低 5 件の審査経験を有しなければならない。なお、5 件の審査工数の合計は 7 日間以上であることが望ましい。また、森林管理分野での ISO9001 又は ISO14001 の審査経験を有した審査員は、3 件の審査経験を有すればよい。